

平成30年(行ス)第60号 排除措置命令執行停止申立却下決定に対する抗告事件(原審・東京地方裁判所平成30年(行ク)第260号, 本案事件・同裁判所平成30年(行ウ)第256号)

決 定

横浜市中区北仲通3丁目33番地

抗 告 人 公益社団法人神奈川県LPガス協会

代表者代表理事 高 橋 宏 昌

代理人弁護士 二 川 裕 之 遠 藤 政 尚

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

被 抗 告 人 公 正 取 引 委 員 会

代表者委員長 杉 本 和 行

主 文

- 1 本件抗告を棄却する。
- 2 抗告費用は抗告人の負担とする。

理 由

第1 抗告の趣旨

抗告人は、本決定別紙「抗告状」(写し)の第2記載の決定を求めた。

第2 事案の概要(以下、略称は原決定の例による。)

- 1 本件は、被抗告人から独禁法8条の2第1項に基づく平成30年3月9日付け排除措置命令(平成30年(措)第8号, 本件排除措置命令)を受けた抗告人が、被抗告人に対し、本件排除措置命令の取消しを求める訴え(本案事件)を提起した上で、本件排除措置命令により生ずる重大な損害を避けるため緊急の必要がある旨主張して、行政事件訴訟法25条2項本文に基づき、本件排除措置命令の執行停止を求める事案である。

原決定は、抗告人の申立てを却下し、これを不服とする抗告人が抗告をした。

- 2 前提事実、争点及びこれに関する当事者の主張は、原決定「理由」中の第2の

2 及び 3 に記載のとおりであるから、これを引用する。

3 当審における抗告人の主張は、本決定別紙「抗告状」(写し)の第 3 記載のとおりである。

第 3 当裁判所の判断

当裁判所も、本件排除措置命令によって抗告人に重大な損害が生じ、それを避けるために緊急の必要があるとは認められないから、本件申立ては却下すべきであると判断する。その理由は、原決定「理由」中の第 3 に記載のとおりであるから、これを引用する。本決定別紙「抗告状」(写し)の第 3 に記載の抗告人の主張を検討しても、前記判断を左右するに足りない。

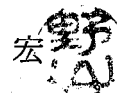
第 4 結論

よって、原決定は正当であり、本件抗告は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり決定する。

平成 30 年 7 月 17 日

東京高等裁判所第 11 民事部

裁判長裁判官 野 山



裁判官 橋 本 英

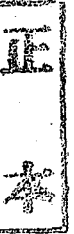


裁判官 吉 田



(別紙)

抗 告 状



消 滞

平成30年7月13日

東京高等裁判所 御中

抗告人代理人 弁護士 二 川 裕 之
同 (担当) 弁護士 遠 藤 政 尚



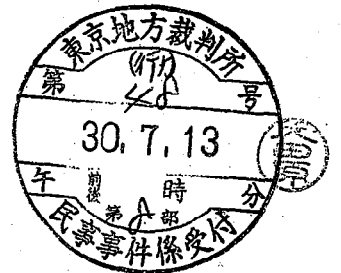
- 【当事者の表示】 別紙当事者目録記載のとおり
【事件の表示】 排除措置命令執行停止申立抗告事件
【貼用印紙額】 金3000円

上記当事者間の東京地方裁判所平成30年(行ク)第260号執行停止申立事件について、同裁判所が平成30年7月11日にした決定は、不服であるから、抗告をする

第1 原決定の表示

主 文

- 1 本件申立てを却下する。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。



第2 抗告の趣旨

- 1 原決定を取り消す
- 2 相手方(被抗告人)が平成30年3月9日付けでした申立人(抗告人)に対する排除措置命令(平成30年(措)第8号)(別紙「処分の表示」記載の処分)は、本案事件の判決確定までその効力を停止する。

貼用印紙	2000円
郵 券	2400円
備 考	

3 申立費用および抗告費用は、相手方の負担とする。

第3 抗告の理由

1 原決定は、本件における抗告人（申立人）の社会的地位・役割や入会希望事業者 ████████ の実態など具体的な事実関係について検討しないまま判断しており、事実誤認があり、申立てを却下したことは不当である。

以下、詳述する。

2 原決定第3の1（1）について

（1）原決定は、申立人の主張する風評被害の内容が抽象的なものにとどまっていることに加えて、一見記録によっても、本件排除措置命令により申立人が主張する損害が発生することを認めるに足りる的確な疎明資料はないと指摘する。

しかし、そもそも風評被害とは具体的な損害内容を適示することが困難な性質であるからこそ風評被害というのであって、内容によっては社会的評価または信用を失うものである。原決定は、その内容に言及することなく単に抽象的と指摘するにとどまっており十分な検討がされておらず不当である。

本件排除措置命令については、現に全国紙の報道および各ネットニュースの配信がされており、それは抗告人（申立人）が公益法人でありその社会的地位または役割が大きいゆえになされたことは明らかである。

そして、全国紙は、本件排除措置命令には何ら記載されていないにもかかわらず「既存会員の顧客確保が狙いだった」などと誤った報道をしている（甲37：陳述書、別紙記事）。

これは風評被害そのものであり、これを機に、消費者または消費者団

体の信用を毀損したことは明らかであり、今後協議や連絡に支障が生ずることになる。

また、本件措置命令により、叙勲・表彰が受けることができなくなってしまった（甲37：陳述書）。

なお、原決定は「重大な損害が生じ、それを避けるため緊急の必要があるか」と挙げるが、条文上は「（中略）により生ずる重大な損害を避けるため緊急の必要」となっており、重大な損害は現に生じていることは要せず、「生ずる」おそれがあれば足りるものであることを、念のため指摘しておく。

（申立人の平成30年7月5日付け主張書面、第3の2（1））

（2）また、原決定は、横浜市からの指名停止措置については取消しがされていることを指摘する。

しかし、横浜市からの競争入札の指名停止措置を受けたこと自体が風評被害として顕著な表れである（甲33）。

3 原決定第3の1（2）について

（1）原決定は、申立人が主張するこのような損害（ の入会申し込みを可決すると目的に賛同または合致し得ない入会希望者の入会を認めることになり、結社の自由等を制限する重大な損害である）はやはり抽象的なものにとどまると指摘する。

しかし、いうまでもなく「重大な損害を生ずるか否か」を判断するにあたっては、「損害の回復の困難の程度」を考慮し、「損害の性質及び程度」並びに「処分内容及び性質」をも勘案することになるが（行訴訟25条3項）、本件では、抗告人（申立人）である公益社団法人の性質を何ら考慮されていない。

すなわち、社団法人であるところ、その会員の構成員によって存続

するものであり、結社の自由そのものである。入会を否決すべき者まで入会することは、結社の自由の制限であり、憲法上の権利からすれば、その損害は極めて重大である。

そして、一度入会を認めると、本案の結果（取消判決）を理由に退会させることはできないのであるから、その損害は回復困難なものである。

（２）また、原決定は、本件排除措置命令は切替営業を行っている入会希望者の入会申込みを否決する行為を禁止するにすぎないものであり、結社の自由等を制限する重大な損害を生じさせるなどとは到底いえないとも指摘する。

しかし、本案前の意見聴取手続において、被抗告人（相手方）は、切替営業を行っている入会希望者が、消費者法等の法令違反をしているか否かについて行政処分や刑事手続等の明白な事情がある場合には否決できる旨挙げている。すなわち、行政処分等の認定がある場合に限り否決できるというものであり、抗告人（申立人）自身の資料等に基づき入会の可否を判断することを禁止している。それは、実質的には、切替営業を行っている入会希望者に対しては、ほとんど入会を認めざるを得ないことになっているのである。

したがって、抗告人（申立人）が、どのような入会希望者を入れるか否かといった結社の自由に対する大きな制限である。

なお、抗告人（申立人）は、 の入会の判断においては、毎回消費者の相談件数や内容を挙げたうえ営業方法に問題があることを検討しており、その結果否決に至っているものであり、単に切替営業をしていることにより否決したわけではない（甲１の１：議事録３頁目以下、甲１の２：同３頁目以下、甲１の３：同２頁目以下、甲１の４：同２頁目以下、甲１の５：同３頁目以下）。

(3) また、原決定は、[] が申立人の法人目的に賛同し得ない入会希望者であることを認めるに足りる的確な疎明資料もないと指摘する。

しかし、これは明らかな誤りである。上記の各議事録（甲 1 の 1 ～ 5）でも勧誘方法の問題内容につき指摘され、現に、[] は前身の [] の時から、消費者の相談が絶えず、かつその内容は、次のように違法または不当なものであった（甲 27 の 1 ～ 6：お客様相談記録、甲 28：同）。

【以下、「訴状」第 2 の 4 から転記】 ※下線部は今回記入したもの。

(5) 本件入会希望事業者（訴外 []）における切替営業の問題性

ア 訴外 [] の前身の時からブローカー業務をしていたことについて

(ア) 本件入会希望事業者（訴外 []）の前身は株式会社 [] であること

訴外 [] の設立時の本店所在地（2013 年 10 月設立。証拠品目録 1 1 4 の法人登記参照）は、株式会社 []（以下「[]」という。）のそれと同一であり、代表者（[]）と同一である。さらに、両社の専務取締役（[]）も同一である（甲 25：[] HP、甲 26：[] HP）。

(イ) [] の相談件数

訴外 [] の前身である [] は、原告におけるお客様相談において、平成 20 年以降、次のとおり相談件数が増加している（甲 27：相談件数の報告書）。

- ・平成 20 年 7 件
- ・平成 21 年 16 件

- ・平成22年 45件
- ・平成23年 58件
- ・平成24年 39件
- ・平成25年 41件 ※訴外[]の設立
- ・平成26年 17件
- ・平成27年 1件
- ・平成28年 1件

合計225件

これらはいずれも、切替前の業者に設備費用の清算をする必要はないと述べたり、勧誘時に[]の勧誘であると告げなかったりするものである。

(ウ) ブローカー業務の関係について

[]は、もともと[]株式会社のブローカーであった。その後、平成25年に、[]の経営者により訴外[]が設立されている。

そして、上記(イ)のとおり[]の相談件数が、訴外[]の設立された平成25年以降減っているものの、一方で、訴外[]の切替営業(勧誘)の苦情・相談が増え継続している。

このような経緯からしても、現在、訴外[]が、法令違反する切替営業を行うブローカー業務を承継して行っていることは明らかである。

イ 原告の理事会において問題とした訴外[]に関する相談内容

(ア) 前記(1)(2)における計5回にわたる理事会において、本件入会希望者(訴外[])につきお客様相談所への相談内容が報告されているところ、特に問題とされる相談内容として、次のようなものがある。

(イ) いずれも、意見聴取手続における証拠品目録185 (主任の供述調書) に添付された資料2から引用したものである。

①平成27年11月4日 附番505

戸建住宅にガス漏れ警報器設置義務はないが、「3台必要」と虚偽を告げられた設備費用清算を立て替えるとの勧誘をされた。

なお、これは「消費者被害注意速報」(甲7)における問題点③にて指摘されているものである。

②平成27年11月11日 附番523

認知症である相談者母親を勧誘し申し込みをさせた。

③平成28年1月15日 附番665

訪問勧誘を断っても退去せず消費者を困惑させる行為

④平成28年3月2日 附番826

訪問勧誘を受け申し込んだが料金表を交付しない書面不交付の行為

⑤平成28年5月23日 附番107

設備費用を立て替えると勧誘したが申し込み後は立て替えを明言しない行為

⑥平成28年7月19日 附番264

現供給業者への債務を立て替えるとの勧誘行為

⑦平成28年9月26日 附番376

現供給業者への債務15万円を立て替えると勧誘したが実際は立て替えしなかったこと。

⑧平成28年11月15日 附番453

現供給業者への債務を立て替えるとの勧誘行為

(ウ) これらや他の相談内容を見る限り、その勧誘方法は、特定商取

引に関する法律違反（訪問拒否に対する再訪問、クーリングオフにつき理由要求など）だけでなく、不当販売を規制する独禁法違反等に該当しうるものである。

（６）本件入会希望事業者の問題行為は、現に続いていること

平成２８年１１月の理事会における本件入会希望事業者（訴外■■■■）の入会否決がされた際に、この時点までのお客様相談所への相談内容が報告されている。

平成２８年１１月１５日から平成２９年１２月１６日までに、本件入会希望事業者（訴外■■■■）に関連する相談件数は合計２８件であり、その内容も同様のものである（甲２８：■■■■関連お客様相談記録）。

なお、平成２８年度では、事業者別だと２番目に多いものであった。

このように、本件入会希望事業者に関するお客様相談は、平成２８年１１月の理事会以降も続いており、改善された様子はない。

【以上、転記終わり】

（４）このように、明らかに違法または不当な勧誘方法がなされている

（甲３８：意見聴取手続における証拠品目録１８５（■■■■主任の供述調書））

また、上記転記に記載された時期以前においても、次のような相談があった（甲３９：意見聴取手続における証拠品目録１８４（■■■■臨時職員の供述調書））。

①平成２６年６月４日 １０時０８分

「契約したのになぜクーリングオフしたのか理由を説明しろ」としつこくて帰らず困った。

②平成26年10月15日 8時30分

費用は一切かからないと言われたが、・・・から撤去料

15,000円の請求があった。

(5) そして、抗告人(申立人)は、「液化石油ガスによる災害の防止、取引の適正化による消費者利益の保護」を目的とする公益社団法人であるところ(甲36:定款第4条)、このように■■■■の勧誘方法または内容は消費者利益の保護に反するものであることは明らかであるから、抗告人(申立人)の法人目的に賛同し得ない入会希望者(■■■■)であることもまた明らかである。

なお、平成30年7月18日の理事会において入会の可否を判断せざるをえず、その前に本件排除措置命令の効力停止が必須であり、緊急性も認められる。

4 原決定第3の1(3)について

原決定は、疎明資料(乙4、5)によれば処分取消訴訟の本案判決の確定前に公益認定の取消処分がされた例はない旨指摘する。

しかし、当該資料は一般事例を指摘したにとどまり、法令上は公益認定の取消事由に該当することは明らかであり、その取消処分がされないとの保証は何らない。

5 結語

以上より、原決定は、本件における抗告人(申立人)の社会的地位・役割や入会希望事業者■■■■の実態など具体的な事実関係について検討しないまま判断した事実誤認があり、申立てを却下したことは不当である。

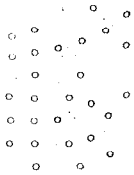
以 上

疎明方法（追加の証拠）

- 1 甲第38号証 供述調書（ 主任）
- 2 甲第39号証 供述調書（ 臨時職員）

附属書類

- 1 抗告状 副本1通
- 2 訴訟委任状 1通



(別紙)

当 事 者 目 録

〒231-0003 横浜市中区北中通三丁目33番地

抗告人(申立人) 公益社団法人神奈川県LPガス協会

上記代表者 代表理事 高橋 宏 昌

〒231-0011 横浜市中区太田町2丁目23番地

横浜メディア・ビジネスセンター6階

M&Fパートナーズ法律事務所(送達場所)

抗告人(申立人) 代理人 弁護士 二 川 裕 之

同 弁護士 遠 藤 政 尚

電 話 045-227-2127

FAX 045-227-2128

〒100-8987 東京都千代田区霞が関1-1-1

被抗告人(相手方) 公正取引委員会

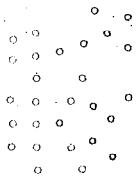
上記代表者 委員長 杉 本 和 行

(別紙)

処分の表示

- 1 処分者 公正取引委員会
- 2 処分の通知を受けた日 平成30年3月12日
- 3 処分が効力を生じた日 平成30年3月12日
- 4 被処分者 公益社団法人神奈川県LPガス協会
- 5 処分内容（主文）
 - 1 公益社団法人神奈川県LPガス協会（以下「神奈川県LPガス協会」という。）は、入会希望者の入会の可否についての決定に際して、切替営業を行う入会希望者の入会申込みについて否決する行為を取りやめなければならない。
 - 2 神奈川県LPガス協会は、前項の行為を取りやめる旨及び今後、前項の行為と同様の行為を行わない旨を、理事会において決議しなければならない。
 - 3 神奈川県LPガス協会は、前2項に基づいて採った措置を正会員に通知し、かつ、正会員以外の神奈川県の区域内に販売所を設置するLPガス販売事業者に周知しなければならない。これらの通知及び周知の方法については、あらかじめ、公正取引委員会の承認を受けなければならない。
 - 4 神奈川県LPガス協会は、今後、第1項の行為と同様の行為を行ってはならない。
 - 5 神奈川県LPガス協会は、今後、神奈川県LPガス協会の活動に関する独占禁止法の遵守についての行動指針の作成を行うために必要な措置を講じなければならない。この措置の内容については、前項で命じた措置が遵守されるために十分なものでなければならず、かつ、あらかじめ、公正取引委員会の承認を受けなければならない。

- 6 神奈川県L Pガス協会は、第1項から第3項まで及び前項に基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告しなければならない。



これは正本である。

平成30年7月17日

東京高等裁判所第11民事部

裁判所書記官 奥 さお

